

青森公立大学学部学友会会則

第1章 目的

第1条 青森公立大学学友会（以下、学友会）は、学生の自由闊達な活動を支援し、そのための協働を促進し、学生生活の向上に資することを目的とするものであり、全学部学生によって構成される。

2 学友会は、その活動に伴う経費として、補助金及び寄付金その他の収入を充てる。

第2章 組織

第2条 学友会は、前条の目的を果たすために次の組織を置く。

- (1) 学部学友会本部会
- (2) サークル代表委員会
- (3) 各種実行委員会
- (4) その他学友会の目的達成のために必要な組織

第3章 学部学友会本部会

第3条 学部学友会本部会（以下、本部会）は学生の協働を通じた様々な活動を調整し、協働を促進するために生じる課題や問題を審議し、決定する。

2 本部会は、会則の改正を審議し、決定する。ただし、学友会の基本的性格に関わる重要事項については会員に諮るものとする。

3 本部会の構成員は、サークル代表委員会で互選するものとするが、必要に応じて本学学生の若干名を本部会の審議により構成員とすることができる。

4 本部会は次の役員によって構成される。

- | | |
|-------------------|-----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 書 記 | 若干名 |
| (4) 会 計 | 若干名 |
| (5) 庶 務 | 若干名 |
| (6) サークル代表委員会委員長 | 1名 |
| (7) サークル代表委員会副委員長 | 2名 |
| (8) 各種実行委員会委員長 | 各1名 |

5 本部会役員のうち会長、副会長、書記、会計、および庶務については、本部会の構成員によって互選される。

6 会長は、本部会を代表し、本部会の運営にあたっての責任を有する。

7 副会長は、会長を補佐し必要に応じて会長の代行となる。

8 書記は本部会の財政業務にあたり、第6条第2項により年度終了時に当該年度の決算報告を行う。

9 会計は本部会の財政業務にあたり、第6条第2項により年度終了時に当該年度の決算報告を行う。

10 庶務は本部会の渉外業務および広報業務にあたる。

11 本部会の構成員の任期は9月1日から翌年8月31日までの1年間とし、再任を妨げない。ただし各種実行委員会委員長に関してはその限りではない。

- 1 2 青森公立大学全学協議会の役員 2 名は、本部会構成員から互選するものとする。
- 1 3 本部会は、本学の学生担当特別補佐を顧問として、顧問の助言や指導に基づいて事業活動を行う。

第 4 章 サークル代表委員会

第 4 条 サークル代表委員会は、学友会サークルとして認められた団体の活動に伴う問題を審議し、学生の課外活動を促進させるものとする。

- 2 サークル代表委員会は、各サークルの代表者又は主務担当者（マネージャー）1 名によって構成され、互選によって委員長 1 名及び副委員長 2 名を選ぶ。
- 3 委員長はサークル代表委員会を代表し、サークル代表委員会の運営に責任を有する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、必要に応じて委員長の代行となる。
- 5 委員長および副委員長の任期は、第 3 条第 1 1 項に準ずるものとする。

第 5 章 各種実行委員会

第 5 条 各種実行委員会は、全学生の参加を前提とした目的を持ち、その目的実現のために形成し、目的達成後において解散する組織であるが、継続することを妨げない。

- 2 本学学生が新たな目的を持ち、実行委員会を形成しようとする場合には、必要な手続きに基づき、本部会の決定によって学友会実行委員会となる。
- 3 各種実行委員会の運営等に関しては当該実行委員会に諮るものとするが、本部会の承認を必要とする。

第 6 章 会 計

第 6 条 学友会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までの 1 年間とする。

- 2 本部会は、会計年度の終了時に、当該年度の会計報告を行うものとする。
- 3 サークル代表委員会は、各サークルより提出された予算書および決算書を集計し、本部会に提出する。

第 7 章 補 足

第 7 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

この会則は、1994 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この会則は、一部を改正し 1996 年 6 月 4 日から施行する。

（経過措置）

- 2 1996 年 6 月 4 日から 8 月 3 1 日までの本部会運営については、改正前の連絡協議会の役員が行う。